



(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○海上保安庁職員服制の一部を改正する省令(国土交通一〇四)

〔法規的告示〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十五条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件
(厚生労働二七九)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第三号第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定要指導医薬品を定める件(同二八〇)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十六条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品を定める件(同二八一)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同二八二)

〔官庁報告〕

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示(国土交通省)

産 業

日本産業規格(経済産業省)

基本測量関係事項公告(国土交通省)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人酒類総合研究所令和六年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、税理士登録者、弁理士登録、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

会社決算公告

省

令

○国土交通省令第百四号

海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第十七条第三項の規定に基づき、海上保安庁職員服制の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

法 規 的 告 示

○厚生労働省告示第二百七十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の規定の施行に伴い、及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。
一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第三号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤	一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第三号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤
(1) (14) (略)	(1) (14) (略)
(15) レボノルゲストレル（内用剤に限る。）	(15) (略)
二 (略)	二 (略)

第二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第三号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤	一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第三号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤
(1) (14) (略)	(1) (14) (略)
(削る)	
(15) (略)	(15) レボノルゲストレル（内用剤に限る。）
二 (略)	二 (略)
三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第六項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（令和七年厚生労働省告示第二百八十一号）に掲げる医薬品	

附 則

この告示は、告示の日から適用する。ただし、第二条の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

○厚生労働省告示第二百八十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の規定の施行に伴い、及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四条第三項第四号ロの規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第四号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定要指導医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から適用する。

令和七年十月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第四号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定要指導医薬品は、レボノルゲストレル（内用剤に限る。）、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

○厚生労働省告示第二百八十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の規定の施行に伴い、及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四条第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四項第六項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品を次のように定め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から適用する。

令和七年十月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、レボノルゲストレル（内用剤に限る。）、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

○厚生労働省告示第二百八十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一、七（略） 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。 (1)（略） (1237)（略） (1238) レボノルゲストレル。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十四条第一項に規定する医療用医薬品に限る。 (1239)（略） (1260)（略） 九（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一、七（略） 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。 (1)（略） (1237)（略） (1238) レボノルゲストレル (1239)（略） (1260)（略） 九（略）

官 庁 報 告

官 庁 事 項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月20日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 監督命令をした年月日 令和7年9月30日
- 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名 一般財団法人ベターリビング 東京都千代田区富士見二丁目七番二号 理事長 眞鍋 純
- 監督命令の内容 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和7年10月21日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

- 監督命令の原因となった事実 建築物1件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第43条第3項に基づく札幌市建築基準法施行条例（昭和35年3月31日条例第23号）第36条第1項第二号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月20日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 監督命令をした年月日 令和7年9月30日
- 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名 株式会社確認サービス 本社 愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号 東京支社 東京都新宿区新宿一丁目十六番十号 大阪支社 大阪府大阪市北区梅田一丁目十一番四号 静岡支店 静岡県静岡市葵区御幸町十一番地の十 横浜支店 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十六番地四 豊橋支店 愛知県豊橋市大橋通一丁目六十八番地 岡崎支店 愛知県岡崎市錦町六番五 岐阜支店 岐阜県岐阜市金宝町一丁目十五番地 沼津支店 静岡県沼津市高島町十番地の十四 浜松支店 静岡県浜松市中央区砂山町三百五十五番地の四 代表取締役 畑中 重人
- 監督命令の内容 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の完了検査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和7年10月21日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

- 監督命令の原因となった事実 建築物1件の完了検査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第40条に基づく静岡県建築基準条例（昭和48年3月23日条例第17号）第10条の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。